

## ○ 自転車通学に関する諸規定

第1条 徒歩通学を原則とするが、遠距離通学及び自転車通学が必要と認められる事由が生じた場合には、次に定める規定による自転車通学を認める。

### 第2条 許可に関する諸規定

- 1 自転車通学生は、学校から自宅までの距離が**2km以上**あるものとする。ただし、**部活動をする生徒は1.5km以上**とする。また、特別な事情があり、自転車通学が適当であると判断できる場合は許可する。
- 2 遠距離通学生、自転車通学が必要である生徒は学校が定める自転車通学許可願を担任に提出し、自転車通学の許可を得ること。
- 3 許可願の手続きは、毎学年初めとする。ただし、必要が生じた場合はその都度とする。

### 第3条 通学自転車の諸規定

- 1 通学用自転車は、実用車・軽快車とし、荷台のあるものとする。
- 2 ドロップハンドル・セミハンドル・アップハンドル・短い一文字ハンドルおよびミニサイクルは禁止する。また、サドルよりハンドルが極端に低い自転車も禁止する。
- 3 付属品については、自転車運転の障害となるものおよび、必要以上に飾りたてたと見られる装飾品などは禁止する。

### 第4条 自転車通学生の義務に関する諸規定

自転車通学の許可を受けたものは、常に次に掲げる事項を守らなければならない。

- 1 通学用自転車には許可番号のステッカーをつけること。(自転車に自分の住所、氏名を書く)このステッカーは3ヵ年使用するため、紛失や自転車を変えた場合などはステッカーを再度購入し、つけること。
- 2 **自転車損害賠償保険等に加入すること**
- 3 使用前に安全点検、整備(特にブレーキ、ライト、ハンドル)をし、**長期休業中に自転車点検を行うこと**。
- 4 自転車通学をするときは、ヘルメットを着用すること。(あごひもをきちんと締める)
- 5 原則として、給食センター横の門で自転車を降り、校内では自転車を押して移動すること。
- 6 登下校するときは、蛍光タスキを着用すること。
- 7 カバンは背負うか荷台に乗せ、ゴム紐などで縛りつけること。**(できるだけ、前かごに荷物を載せない)**
- 8 雨天時の自転車通学には、雨ガッパを着用すること。(傘は禁止)
- 9 交通規則・交通道徳を守ること。(二人乗り禁止、無灯火禁止、並列走行禁止、踏切・交差点での徐行・一旦停止、左側通行)
- 10 学校・警察・地域の人々の指導や注意を素直に聞き、守ること。

### 第5条 自転車通学違反の諸規定

自転車通学に関する諸規定に違反した場合、下記のように指導する。

- 1 整備不良の通学自転車の場合  
ブレーキ、ライト、ハンドルその他に不良のある自転車は、修理・改善されるまで自転車通学を禁止する。
- 2 自転車通学生の義務違反の場合

ノーヘル(あご紐をつけていない者もノーヘルとみなす)、二人乗りの違反で乗ってきた場合は、自転車を学校で預かり、自転車通学の停止とする。

カバンを前かごにのせ通学した場合またタスキ着用ができていない場合は、それぞれ違反3回目で自転車を預かり自転車通学の停止とする。

### 3 自転車通学の停止期間について

停止1回目→1週間 停止2回目→2週間

停止3回目→3週間 停止4回目→4週間

停止5回目→通学許可取り消し

#### ※ 自転車通学距離の目安(右図参照)

県道2号線 2km…アイSHOPの看板

(国分方面) 1.5km…龍虎苑の先

県道2号線 2km…前畑酒店の先, グループホーム財部手前  
(都城方面) 1.5km…正ヶ峯団地

県道482号線 2km…理容あずまの先(バス停)

1.5km…右図参照

県道500号線 2km…財部高校バス停

1.5km…橋の先

